



内閣府

へい せい ねん がつ つい たち
平成 28 年 4 月 1 日から

しょう がい しゃ さ べつ かい しょう ほう
障害者差別解消法
が スタート します！

ほうりつ しょうがい ひと ひと たが ひと みと あ
この法律は、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、
とも い しゃがい め ざ
共に生きる社会をつくることを目指しています。

ちゅう せい しき めい しょう しょうがい り ゆう き べつ かい しょう すい しん かん ほう りつ
(注) 正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。



しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法って 知っていますか？

この法律では「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。そのことによって、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

ふとう さべつてきとりあつか きんし ごうりてきはいりょ ていきょう <不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供>

ふとう さべつてきとりあつか きんし 「不当な差別的取扱いの禁止」とは？

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

これを「不当な差別的取扱いの禁止」といいます。

ごうりてきはいりょ ていきょう 「合理的配慮の提供」とは？

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき^(※)に、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。

これを「合理的配慮の提供」といいます。

※ 言語（手話を含む。）、点字、拡大文字、筆談、実物を示すことや身振りなどのサインによる合図、触覚など様々な手段により意思が伝えられることをいいます。通訳や障害のある人の家族、支援者、介助者、法定代理人など、障害のある人のコミュニケーションを支援する人のサポートにより本人の意思が伝えられることも含まれます。



たいしょう しょうがいしゃ 対象となる「障害者」は？

この法律に書いてある「障害者」とは、障害者手帳をもっている人のことではありません。
身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害のある人も含む。）、その他の心や体のはたらきに障害がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です。（障害児も含まれます。）

たいしょう じぎょうしゃ 対象となる「事業者」は？

この法律に書いてある「事業者」とは、会社やお店など、同じサービスなどをくりかえし継続する意思をもって行う人たちです。
ボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

たい おう よう りょう たい おう し しん 「対応要領」「対応指針」とは？

たい おう よう りょう 対応要領

国・都道府県・市町村などの役所は、それぞれの役所で働く人が適切に対応するために、不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだ「対応要領」を、障害のある人などから意見を聴きながら作ることでとされています。

役所で働く人は、この対応要領を守って仕事をします。

※ 都道府県や市町村など地方の役所は、「対応要領」を作ることに努めることでとされています。

たい おう し しん 対応指針

事業を所管する国の役所は、会社やお店などの事業者が適切に対応できるようにするため、不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだ「対応指針」を、障害のある人などから意見を聴きながら作ることでとされています。事業者は「対応指針」を参考にして、障害者差別の解消に向けて自主的に取り組むことが期待されています。

事業者が法律に反する行為を繰り返し、自主的な改善を期待することが困難な場合などには、国の役所に報告を求められたり、注意などをされることがあります。

	さだ き かん 定める機関	たい しょう 対象
たい おう よう りょう 対応要領	くに と どう ふ けん し ちょう ぞん やく しょ 国・都道府県・市町村などの役所	やく しょ はたら ひと 役所で働く人
たい おう し しん 対応指針	じ ぎょう しゃ しょ かん くに やく しょ 事業者を所管する国の役所	かい しゃ みせ じ ぎょう しゃ 会社やお店などの事業者

ふ とう さ べつ てき とり あつか 不当な差別的取扱い

しょうがい ひと たい せいとう り ゆう しょうがい り ゆう ていきょう きょ ひ
障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否
することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障害のない
ひと しょうけん きん し
人にはつけない条件をつけることなどが禁止されます。
せいとう り ゆう はん だん ば あい しょうがい ひと り ゆう せつ めい り がい え
正当な理由があると判断した場合は、障害のある人にその理由を説明し、理解を得る
よう努めることが大切です。

ふ とう さ べつ てき とり あつか ぐ たい れい 〈不当な差別的取扱いの具体例〉



うけつけ たいおう きょ ひ
受付の対応を拒否する。

ほんにん む し
本人を無視して
かいじょしゃ し えんしゃ
介助者や支援者、
つきそ ひと
付き添いの人だけに
はな
話しかける。



がっこう じゅけん にゅうがく きょひ
学校の受験や、入学を拒否する。



しょうがいしゃ む ぶっけん
障害者向け物件はないと
い たいおう
言って対応しない。

ほ ごしゃ かいじょしゃ
保護者や介助者が
いっしょ
一緒にいないと
みせ い
お店に入れない。



合理的配慮

合理的配慮は、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）が求められるものです。重すぎる負担があるときでも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。

たとえば、従業員が少ないお店で混雑しているときに、「車いすを押して店内を案内してほしい」と伝えられた場合に、話し合ったうえで、負担が重すぎない範囲で、別の方法をさがすなどが考えられます。その内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。

合理的配慮の具体例



障害のある人の
障害特性に応じて、
座席を決める。



しょうがい ひと
障害のある人から、
「自分で書き込むのが難しいので代わり
に書いてほしい」と伝えられたとき、
代わりに書くことに問題がない書類の
場合は、その人の意思を十分に
確認しながら代わりに書く。

い し つた あ え
意思を伝え合うために絵や
写真のカードやタブレット
端末などを使う。



だん さ ば あい
段差がある場合に、スロープ
などを使って補助する。



ごう り てき はい りょ じ れい ない かく ふ
合理的配慮の事例が内閣府のホームページ
にあります。

ごう り てき はい りょ
合理的配慮サーチ

けん さく
検索 🔍

ごう り てき はい りょ しょうがい しゅ べつ せい かつ ば めん
合理的配慮サーチでは、障害の種別や生活の場面から
事例をさがすことができます。法の施行と相まって、今後、
さらに具体例を収集・蓄積し、内容を充実させていきます。

こま

困ったときは…

しょうがい ひと ふ とう さ べつ てき とり あつか う ごう り てき はい りょ てい きょう
障害のある人は、不当な差別的取扱いを受けた、合理的配慮を提供してもらえなかったなど、
こま ち いき み ちか そう だん う つ まどくち そう だん
困ったことがあったら、地域の身近な相談を受け付ける窓口に相談してください。

ち いき なか

地域の中のつながり

と どう ふ けん し ちょう せん しょうがいしゃ さ べつ がいしやう とり くみ おこな
都道府県や市町村においては、障害者差別を解消するための取組を行うネットワークとして、
ち いき さま ざま かん けい き かん しょうがいしゃ さ べつ がいしやう し えん ち いききょう ぎ かい
地域の様々な関係機関などによる「障害者差別解消支援地域協議会」をつくることができることと
されています。

しょうがいしゃ さ べつ がいしやう かんけいしゃ はな あ ば たが かお み かんけい
障害者差別を解消するために、関係者が話し合う場をつくり、互いに「顔が見える」関係ができれば、
たが り かい
互いを理解しやすくなります。

しょうがい ひと ひと とも く ち いき いっ ぽ ち いききょう ぎ かい
障害のある人もない人も共に暮らせる地域づくりの一步として、この地域協議会をつくることが
き たい
期待されます。



内閣府

ないかく ふ せいさく とう かつ かん きょうせいしゃがいせいさく とう づきしょうがいしゃ さく とう
内閣府政策統括官（共生社会政策担当） 付障害者施策担当
とうきょうと ち よ だ く なが ちょう ちゅうおう とう ちやう しゃ ごう かん
〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1 中央合同庁舎 8号館
でん わ
電話：03-5253-2111 ファックス：03-3581-0902
ホームページ：http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html

きやうりやく かい ち けん りつ ほん だ とく べつ し えん がっ こう とう か こう しゃ つく ぽ だいがく ふ ぞく おお つか とく べつ し えん がっ こう
協力校：愛知県立半田特別支援学校 桃花校舎、筑波大学附属大塚特別支援学校、
ふくしま けん りつ よう ご がっ こう とう
福島県立いわき養護学校くぼた 校

きやうりやく しゃ き さ き のぶ やし し つく ぽ だいがく つ げ まさ よし し めい ほう かん こう とう ぐう ちやう しゃ なぐも あき ひ こ し
協力者：佐々木 信行 氏、筑波大学 柘植 雅義 氏、明達館高等学校 南雲 明彦 氏

※ このリーフレットは、ちてきしょうがい かの ち いけん
知的障害のある方などから御意見をいただきながらつくられたものです。